

2020年(令和2年)5月7日

市内 保育施設利用保護者 各位

逗子市教育委員会 教育部 保育課長

新型コロナウイルス感染症対策に伴う緊急事態宣言期間の延長に伴うお知らせ

本年3月より新型コロナウイルスの感染防止にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、国による緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、本市が保育施設等への登園自粛を要請している期間についても同様に**5月31日まで延長いたします。また、引き続きご家庭での保育が可能な方については、保育施設等のご利用を控えていただきますようお願い申し上げます。**感染予防に一層ご注意くださいとともに、ご家族や利用園児が感染者や濃厚接触者となった場合には、必ずお申し出ください。

なお、5月31日より前に緊急事態宣言が解除されるなど、国による新たな対応があった場合に、必要に応じて市としての対応を決定いたしますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○ご利用上の注意

・保護者の仕事が休みの日は、利用はできません。

*在宅勤務の方、育児休業中の方は感染予防のため自宅で保育していただき、登園を見合わせてください。

・登園前に必ず検温をしてください。

*園児も保護者も、微熱や呼吸器症状(咳や息苦しさなど)がある場合は登園せず、受診や経過観察など適切に対応してください。

○保育料の減免について

- ・毎月の保育料は当月末に通常通り引き落としを行い、登園状況に応じて翌月以降に対応いたします。
- ・手続きについては、後日改めてご案内します。お問い合わせはご遠慮ください。

逗子市教育委員会 保育課

電話 046-873-1111 内線 531